改正後

一　シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置であって、周波数分割複信方式を用いるものの技術的条件

1　設備規則第四十九条の六の九第一項第二号ロの総務大臣が別に告示する隣接チャネル漏えい電力の許容値は、次に定めるとおりとする。

(1)　略

(2)　陸上移動局の送信装置

ア　一の搬送波を送信する送信装置又は連続しない複数の搬送波を同時に送信する送信装置

次の(ア)の表の一の欄に掲げるチャネル間隔に応じ、同表の二の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の三の欄に掲げる周波数幅に輻射される平均電力について、同表の四の欄に掲げる許容値又は次の(イ)の表の一の欄に掲げるチャネル間隔に応じ、同表の二の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の三の欄に掲げる周波数幅に輻射される平均電力について、同表の四の欄に掲げる許容値を適用する。この場合において、連続しない複数の搬送波を同時に送信する送信装置にあっては、各搬送波に関する(ア)又は(イ)の許容値を適用する。

(ア)　一ミリワットを〇デシベルとしたデシベル表示による隣接チャネル漏えい電力の許容値

チャネル間隔（注1）	離調周波数（MHz）（注2）	周波数幅（MHz）	隣接チャネル漏えい電力の許容値
一八〇kHz	二・六	三・八四	（一）五〇dBm
五MHz	五	三・八四	（一）五〇dBm（注3）
	五	四・五	（一）五〇dBm（注4）
	一〇	三・八四	（一）五〇dBm（注5）
一〇MHz	七・五	三・八四	（一）五〇dBm（注3）
	一〇	九	（一）五〇dBm（注4）
	一二・五	三・八四	（一）五〇dBm（注5）
一五MHz	一〇	三・八四	（一）五〇dBm（注3）

改正前

一　［同上］

1　［同上］

(1)　同上

(2)　［同上］

ア　［同上］

［同上］

(ア)　［同上］

チャネル間隔（MHz）	離調周波数（MHz）（注1）	周波数幅（MHz）	隣接チャネル漏えい電力の許容値
五	五	三・八四	（一）五〇dBm（注2）
	五	四・五	（一）五〇dBm（注3）
	一〇	三・八四	（一）五〇dBm（注4）
一〇	七・五	三・八四	（一）五〇dBm（注2）
	一〇	九	（一）五〇dBm（注3）
	一二・五	三・八四	（一）五〇dBm（注4）
一五	一〇	三・八四	（一）五〇dBm（注2）